

神奈川県**山北町**

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
大企業 30,000 中小企業 5,000	—	(工業系地域、山北町特定地域土地利用計画における利用検討ゾーン) 1/2を軽減	固定資産税	5年間(賦課される年度から) ただし、本社機能又は社宅を設置する場合は7年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山北町企業等の立地促進に関する条例	H21.4	〈対象事業〉 ○山北町に事業所を新設等した企業で、投下資本額が3億円以上(中小企業については5,000万円以上) ○国税、都道府県税、市町村税の完納 ○企業立地促進地区にふさわしい事業内容であること 〈対象地域〉 ○工業系地域(工業地域・準工業地域) ○山北町特定地域土地利用計画における利用検討ゾーン	雇用奨励金 ○町内に住所を有する新規雇用従業員の雇用5人以上(中小企業は3人以上)の場合、新規雇用従業員×20万円(障害者雇用は10万円加算) ○限度額 300万円
			立地奨励金 ○10,000㎡以上の一団の土地に借地権又は事業用定期借地権を設定した場合、当該土地の固定資産税相当額の1/2 ○限度額 1年につき500万円 ○立地の翌年度から5年間(本社機能又は社宅を設置する場合は7年間)

詳しくはこちら ([かながわ産業立地情報](#))